

令和7年11～令和8年2月個別意見交換  
新たな観光振興財源の検討に関する主な意見の概要

1. 宿泊税の導入

(1) 導入に肯定的な意見

- ・長崎は観光県なので地域整備は必要。数百円程度なら宿泊を避ける理由にはならず、地域の魅力向上や利便性向上など観光振興に役立つならいいと思う。
- ・一消費者として徴収されても気にならないし、宿泊者は宿泊税をあまり気にしていないと思う。
- ・市町単独での導入は検討していないため、県で導入してもらえればありがたい。
- ・DMOがデータ分析を進め、他地域と連携しつつ、各施設もデジタル導入を進めるべきで、その経費を賄う観点で、宿泊税の導入を捉えてもいいと思う。
- ・マラソン大会の開催を見据え、スポーツを軸に観光コンテンツの磨き上げを考えており、県全体（面）で受け止めていく必要があるため、宿泊税の議論が始まっていることは良いことだと思う。
- ・宿泊税の導入には基本的には賛成で、早期に導入してほしい。
- ・個人的には賛成だが、事務負担への配慮が必要。
- ・数百円程度なら負担感も少なくいいのではないかと。また、宿泊料金自体が曜日や季節によって変動するため、一律ではなく宿泊者は負担感を感じにくいのではないかと。
- ・県の財政も厳しく、宿泊事業者を起点に税を徴収し循環させていこうというだと受け止めており、今後そういう考えで進んでいっていいと思う。
- ・県下一斉の導入は良いことだと思う。
- ・観光強化のための財源ができるのはうれしい。
- ・「税」への抵抗感がある人もいるが、用途を明確にし、「税」として徴収するのは良いと思う。
- ・宿泊税は地域に根付いた財源として使えるなら賛成。
- ・県の立場で考えると、宿泊施設や財源が少ない地域に税収を回し、振興を図る必要があると思う。
- ・観光振興のための導入なら、落ち込んでからでは遅いのでスピード感を持って進めるべ

きだと思う。

- ・個人的には時代の流れ的にも導入した方がいいと思う。
- ・観光財源の確保は必要だと思う。
- ・ビジネス客が7～8割を占め、2～3か月といった長期滞在も多いため、観光客だけでなく、船代や車両航送料の軽減などすべての来訪者のために使われるのであれば、個人的にはいいと思う。

## (2) 導入に否定的な意見

- ・説明（資料）や議論が導入ありきで進んでいるように見える。
- ・観光地や全国一律での導入なら理解されやすいが、田舎では取りにくい。
- ・高総体や中体連の協定料金は3年位据え置きのままなのに、宿泊税を取るの是不合理で、協定額の見直しもすべき。
- ・経済的に南高北低で北部は集客が少ない。国内需要が減少し、インバウンドも来ていない地域での宿泊税導入は疑問。
- ・使途の具体案がないのに収入の話だけ進めるのはどうか。
- ・宿泊税には反対。増税が続く中で新たな負担は避けてほしい。
- ・「長崎県は最後まで宿泊税を取らない」という方が良い宣伝になるのではないか。
- ・他県が導入しているからという理由での導入はやめてほしい。
- ・導入自体は望まないが、使途次第。
- ・宿泊税は観光地である市町単位で導入される例が多く、市町が導入するのは理解できるが、県が導入する必要性が理解できない。（長崎県の観光地は一部のみ）
- ・事務負担の増に対し、メリットが少ない。見合うくらいのメリットがないと賛同は難しい。
- ・観光地と観光資源のない地域でT A Xリターンの格差が大きい。観光資源のない地域へ、観光地以上のメリットを提示する必要があると思う。
- ・行政の事業なのに結論を出す時期が未定なのはおかしく、導入ありきに見える。
- ・税がない佐賀県の近隣の市町村に宿泊客が流れる懸念がある。
- ・税を導入すると恒久化しそう。
- ・宿泊施設が少なく、観光目的より事業者関係が多いのが現状で、長期工事などの連泊客

から宿泊税を取るの疑問。

- ・ 宿泊税を導入することで、観光客・宿泊客離れが起きるのではないかと懸念がある。
- ・ 何のために宿泊税を導入するのか目的がわからない。
- ・ 税は公平に徴収されるべきであり、国内で導入の有無が分かれる宿泊税は、税の公平性が担保できないのではないかと。温泉資源を消費する入湯税と違ってお客様に納得いただける説明ができない。
- ・ 観光立県を掲げている割に観光予算が少なく、全体の予算配分を一度見直すべき。

### (3) その他

- ・ 宿泊税は特段話題になっておらず、県が導入を検討していることを知らない方も多いと思う。周知が不足しているのではないかと。
- ・ 国の補助金で対象とならなかった施設改修や特別徴収義務者交付金など宿泊事業者へのメリットがあれば、賛同が得られるのではないかと。
- ・ 結論を急がず、慎重に議論してほしい。
- ・ 県下の宿泊事業者を集め、協議の場を設けてほしい（各地域2名程度でも可）。
- ・ 徴収者・納税者へのアンケートを実施すべき。
- ・ 委員会・意見交換会の議事録などの資料や情報を提供してほしい。
- ・ 事務事業費だけでなく、人件費を含む文化観光国際部の3年分の事業費を示してほしい。
- ・ 地域の温度差を踏まえ、地域別の課税開始でもいいのではないかと。
- ・ 知事や議員を交えて、県内市町（首長）や宿泊事業者（組合）との同意形成の場が必要ではないかと。
- ・ 3年ごとなどの見直しの際に宿泊事業者（各地域1名）を参加させてほしい。
- ・ 実際に徴収する現場の方が嫌な思いをしないで済むようにしてほしい。
- ・ 宿泊客だけ徴収することに疑問がある。クルーズ船や外国人、V・ファーレンの試合入場料への上乘せ、入島税など別の方法も検討すべきではないかと。
- ・ 高齢者が運営している民宿や家族経営など小規模事業者は、対応が難しいのではないかと。
- ・ 説明が「まずお金を集める」印象で、目的や今後のビジョンが見えない。次回は計画資料を提示してほしい。
- ・ 市町単位での導入や、観光資源のある市町だけ導入する方が適切ではないかと。

- ・「税」という言葉に反発する方も多いため、説明の仕方が重要。財源の必要性や用途、徴収する宿泊事業者のメリットを丁寧に説明するといいいのではないか。
- ・入湯税もあるため 300 円ならいいが、500 円は高く感じる。
- ・導入後「そんなに大変じゃなかった」という事例があればいいが、やってみないと分からない部分もあると思う。
- ・「税」という言葉自体に拒否感があったり、過剰に反応する人もいると思う。
- ・旅館ホテル組合員以外の宿泊事業者の意見や組合の総意なのかについても確認が必要ではないか。
- ・財源増には賛成だが、反対の方の意見は軽視できない。
- ・離島は交通費負担が大きく、ここに宿泊税が追加されるとなると懸念する人もいると思う。
- ・ホテル以外でどこまで課税するか、明確な基準を設けることが必要。
- ・観光目的でない帰省やビジネス客へ説明がつくようにしてほしい。
- ・広域圏の取組みや大きな目標に一括して活用するなど用途を明確に示せば理解も得やすいのではないか。
- ・県に宿泊税を払っていることがわかるよう、ステッカーを作成し、ホテルを加盟店にするなど、宿泊施設のネームバリューが上がる仕組みにするといいいのではないか。
- ・払う側も取る側も楽しくいいことをしているという雰囲気づくりが重要。
- ・観光振興の財源確保は難しいため、制度や理解が進めば活用していきたい。
- ・事業者や現場の声を十分に聞き、その意見を極力反映してほしい。
- ・税額や用途を明確に示したうえで意見を募る方が良いと思う。
- ・長崎市が既に導入しており県が導入すると 2 重に課税されることとなるため、県が導入する理由の説明が必要。
- ・現状の観光予算とその予算がどんな事業に使われているのかを先に示してほしい。
- ・宿泊税導入の趣旨（観光客増による地域産業の好循環）を県民にも分かりやすく示す必要があるのではないか。

## 2. 事務の負担

- ・特別徴収義務者交付金について、上限を設けないなど事業者の負担がないようにしてほ

しい。

- ・徴収事業者と徴収方法の協議が必要。
- ・PMS（ホテル管理システム）と財務システムの連携がなく、連携出来ても税理士が利用されているシステムと異なると使えない。水回り改修より仕組みの整備に使ってほしい。
- ・免除や料金区分など複雑なルールは作らず、シンプルな制度にしてほしい。
- ・大手の宿泊事業者は対応可能だが、旅館や民泊など小規模事業者の負担が大きい。負担の軽減策など配慮が必要ではないか。
- ・事務負担を考えると一律定額制が分かりやすく、徴収しやすいのではないか。
- ・OTA（オンライン旅行代理店）はオール込み金額で手数料がかかるため、宿泊税を含めた料金で依頼すると宿泊税にも手数料がかかり事業者負担となってしまう。
- ・小規模で高齢者が運営する民泊などシステムを導入していない（使えない）施設への対応も検討してほしい。
- ・事務負担の増により人員を増やす必要があるなど、費用対効果としても事務負担が大きい。
- ・カード決済では宿泊税にも手数料がかかり、その手数料を事業者が負担することとなる。
- ・通院など離島住民の本土宿泊を目的別に事業者が判断することは困難。別施策で支援すべき。
- ・宿泊税導入時には、やり方が分からない事業者への支援や相談窓口が必要ではないか。
- ・県と市で制度を一本化してほしい。
- ・宿泊者が直接県に納付できるシステムに出来ないのか。
- ・民泊は修学旅行・教育旅行が中心のため、免除だとありがたい。

### 3. 財源の使途

- ・宿泊税は、徴収した地域（市町）に使ってほしい。
- ・徴収事務の簡素化や宿泊施設の魅力向上につながる改修など宿泊事業者にメリットがあるものに使ってはどうか。また、改修補助については、高齢者や家族経営などの小規模事業者でも申請しやすいよう自己負担の資金や手続き面など配慮が必要。
- ・県と市の配分割合は協議が必要。

- ・観光施設の再整備、街中の食拠点整備、二次交通、夜間観光開発、観光拠点整備などに使ってはどうか。
- ・県北・島原半島など地域別の取り組みも検討すべき。
- ・離島やコロナ禍でのクーポンは、わかりやすく地域やホテルに還元されるので良いと思う。
- ・徴収額に応じて配分するなど市町への配分方法を明確にしてほしい。また、配分額が少額の場合、単年度ではなく基金のように積み立てて大きな事業に充てられるようにしてほしい。
- ・おむつ替えが出来る清潔なトイレなど小さな子供が旅行しやすい環境づくりに使ってほしい。
- ・クーポンは事務能力の高い大手に集中し、小規模事業者には恩恵が少ない。宿泊は安全・安心を求めるため全国チェーンを選ぶ傾向があり、小規模事業者にはメリットが薄い。
- ・市町単独では対応できない交通対策（交通インフラ・二次交通）など分かりやすい使途に使ってほしい。
- ・インバウンドを含めたサイン関係など受入環境整備も必要だと思う。
- ・便利・綺麗・楽しいことに使ってもらえればいいのではないかな。
- ・地域課題に対応できるように、使途は自由度を高くし、限定しないでほしい。
- ・使途を検討する際には、民間も含め要望を聞く場を設けるなど、地域の意見を反映した使い方にしてほしい。
- ・どの地域にどんな観光客が来ているか把握した上で施策を検討すべき（例：インバウンド対応の看板整備が、必要などころにはなく、不要なところ整備されている）。
- ・周遊クーポンなど長崎・佐世保だけでなく周遊してもらえる施策に活用してほしい。
- ・観光施設や自然公園など老朽化した施設（特にトイレ）の改修など目に見えるものに使ってほしい。
- ・対馬で韓国客が40万人来訪し生活に影響している状況などを考えると、宿泊税で対応すべきと思う。
- ・リピーターにつながる使途にしてほしい。
- ・幅広い事業者に経済効果が及び「しまとく通貨」のようなプレミアム付き商品券に使ってほしい。

- ・徴収した税は公平に使ってほしい。
- ・夏の繁忙期の船便を増やすなど離島への誘客のための施策や島に来る人が便利になる施策に活用してほしい。
- ・熊本地震のような緊急時に使えるようにしてほしい。また、危機管理として、離島特有の天候不良による延泊・キャンセル対応にも使えるようにしてほしい（特に修学旅行など団体客には、最低半額程度の補助をお願いしたい）。
- ・閑散期対策に使ってほしい。
- ・地方創生に取り組む民間企業も多いので、そういう民間企業を呼び込むために、宿泊税を活用してはどうか。
- ・DMOは収益事業で自立していく必要があり、宿泊税を運営資金に充てるのは違うと思う。
- ・宿泊税をガイド事業や自然観光・体験の維持補修などに充当できるとありがたい。
- ・宿泊税をDMOの財源として使えないか。また、市町経由でなく、実際に活動する観光協会やDMOに直接交付出来るようにしてほしい。
- ・宿泊税は旅行クーポンなど観光客へ還元できるものに使用し、最低でも3年位は継続してほしい。
- ・人材確保策について、宿泊事業者だけでなく、観光・交通事業者にも実施してほしい。長崎は観光に携わる人にも魅力があると思うので、短期間のお試し期間を設けて来てもらってはどうか。
- ・既存予算の振替えではなく、新規・拡充事業に活用すべき。
- ・事業者への直接支援や宿泊クーポン等の還元策のような目玉事業を作るなど効果を含めた使途の見える化が必要。
- ・観光客が安全・安心に移動できる環境整備に活用してほしい。
- ・水回りなど施設改修は、宿泊税ではなく、各事業者が行うべき。（県連の助成制度も活用可能）
- ・観光コンテンツ（パーロンやシーカヤックなど）を維持するための人材確保に使ってほしい。
- ・広くPRにも活用してほしい。
- ・先進地視察、PRなど料飲税のような使われ方なら良いと思う。

- ・ 宿泊税を導入するなら、システム改修費を無料にするなど大胆な対応が必要。
- ・ 中小企業など地元事業者の経営基盤の強化（人員不足のための IT 化など省力化・効率化）に使ってほしい。
- ・ 島民以外の船賃の値下げなど交通費支援、電気自動車や自転車など環境へ配慮した整備、看板の QR コード化や多言語対応などに活用してほしい。
- ・ 観光で儲かっている印象がない民宿を支援・PR できれば、宿泊事業者全体のためになるのではないか。

### 《参考》個別意見交換の概要

訪問期間:令和7年 11 月 19 日(水)～令和8年 2 月 25日(水)

訪問先:行政、観光協会、商工会議所、商工会、宿泊業団体

訪問箇所・対応いただいた人数: 87 箇所、150名

( 内 訳 )

行 政	21箇所、39名
観光協会	22箇所、30名
商工会議所、商工会	22箇所、33名
宿泊業団体	22箇所、48名